

質問・回答書

令和 8 年 8 月 1 7 日

公告日及び番号	令和 8 年 8 月 3 日 公告第64号
件 名 及 び 数 量	国有財産（回転翼航空機「あづま」）等の売払い 一式
質 問 事 項	
質問 1 適格請求書の発行について ① 請求元の氏名または名称・登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 請求金額 ⑤ 適用消費税率 ⑥ 請求先の氏名又は名称 納入告知書に上記 6 項目が記載されておりますでしょうか。あるいは、納入告知書と合わせて、上記項目が記載された適格請求書を発行していただけますでしょうか。	
質問 2 入札公告 7 (6) について 手続きにおける交渉の有無という項目で「無」とありますが、「契約締結に向けた条件や価格の交渉には応じない」という趣旨であり、日程や搬出作業への一定のご協力をお願いすること自体は可能であるという趣旨と理解していますが、正しいでしょうか。	
質問 3 納入告知書について (1) 納入告知書の支払期日について、一般的に20日から30日までに設定されることが多いと思います。本件入札の納入告知書の支払期日は何日を予定しているかをご教示いただけますでしょうか。 (2) 納入告知書によらず、直接、福島県警様の指定金融機関に振り込むことにより、売買代金をお支払いすることは可能でしょうか。静岡市様の入札では、直接指定金融機関に振り込むという方法で売買代金を支払ったという先例があります。	
質問 4 入札説明書 8 契約書の要否について 契約書は落札者決定後、何営業日以内に締結する予定ですか。契約締結までのスケジュールについて、ご教示いただけますでしょうか。	
質問 5 契約書案第 2 条乃至第 6 条の所有権移転、引渡し、危険負担について (1) 入札説明書 2 (5) の引渡時期に言う「引渡し」とは、機体を搬出することを意味し、代金納入から90日以内が搬出期限と理解しておりますが、正しいでし	

ようか。

(2) (1)が正しいとしますと、所有権移転、引渡し、危険負担について以下のよう
な手続きを想定しておりますが、正しいでしょうか。

① 売買契約を締結する。

② 売買契約の時点で福島県警様から落札者に危険負担が移転する。

③ 落札者が売買代金を支払う。

④ 領収証書の控えを福島県警様に提出し、確認いただいた時点で機体に引
渡し（所有権移転）を受ける。

④ ③から90日以内に機体を搬出（入札説明書でいう引渡し）する。

(3) 契約書案において、受領証についての言及はありますが、それと対応する譲
渡証の発行について言及されておられません。弊社が指定する様式で、譲渡証の
発行を依頼させていただくことは可能でしょうか。

質問6 契約書案第8条1項(5)について

「乙が契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合」という点につい
て、どのような事例を想定しているのかご教示いただけますでしょうか。

質問7 契約書案第13条

弊社は、機体を落札後、分解・梱包・搬出を行う際に、第三者の専門会社を利用
します。その際に、当然のことながら、機体の情報、搬出方法などの情報を共
有します。そこで、「相手方の秘密」について、どのような情報を想定している
のかご教示いただけますでしょうか。

質問8 売払い仕様書4(2)

履行内容が確認できる写真を提出しなければ、機体の搬出ができないという意
味でしょうか。過去には、機番や標章等、警察特有機体の蛍光オレンジラインの
塗装をする際に塗料を削り落とした粉塵や塗料ミストが格納庫に蔓延し、人員や
他機体への影響の懸念が出たため、搬出時にテープでそれらを覆い、搬出後に海
外バイヤーの下で再塗装した写真をお送りさせていただく事例がございました
が、今回はそのようなご対応は可能でしょうか。

回	答	事	項
---	---	---	---

回答1	納入告知書に質問の6項目の記載はあります。また、適格請求書は発行しませ ん。		
-----	---	--	--

回答2	日程や搬出作業について、売買代金納付後、90日以内に甲乙協議の上決定する こととしています。		
-----	---	--	--

回答3	(1) 納入期限については、令和8年9月25日（金）を予定としています。 (2) 納入告知書のみです。		
-----	--	--	--

回答4	令和8年9月7日を契約締結予定としています。		
-----	------------------------	--	--

回答5	(1) そのとおりです。 (2) 契約書案第5条及び第6条のとおりです。 (3) 貴社の指定する様式を確認の上、発行の可否を判断します。		
-----	--	--	--

回答6 契約書及び仕様書に記載されている内容を完全に履行する見込みがない場合です。

回答7 個人情報取扱特記事項のとおりです。

回答8 「写真を速やかに提出」とは、4(2)で示す塗り替え及び消去の措置状況を速やかに確認するためのものであり、搬出の前後は問いません。なお、この措置は買受人（乙）が直接履行することを原則とします。